

1 平成25、26年度協議会の概要について

(1) 平成25年度岡山県海面利用協議会の概要

①日時・場所 平成26年3月13日(木)午後1時30分～ ピュアリティまきび

②会議の概要

ア 遊漁の現状及び問題点について

夜たき釣は一時期より減少しているものの、船のブリッジの中やオーニングに「作業灯」と称して光源を設置し、船の外まで届かせた光を利用する等、手口が巧妙化していることから、取締船による巡回指導や取締の他、遊漁船業者へ利用客の夜たき釣禁止についての周知依頼を継続して行ったことを報告した。

【主な意見】

- ・ 夜たき釣の罰金が10万円以下となっているが、引き上げるべきだ。
→夜たき釣をさせないようにすることが重要であると考えているため、今後とも啓発を中心に取り組んでいきたい。なお、国に対して罰則強化を要望しているが、困難との回答である。
- ・ 夜間に「両アンカー」を打つのは夜たき釣が目的なので、「両アンカー」を禁止すべきだ。
→一般的には禁止できないが、地域のルールとして禁止することはできる。その一例が笠岡地区海洋牧場のルールである。

イ 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について

平成25年度の普及・啓発、指導実績及び26年度の計画について報告した。

【主な意見】

- ・ まきえ釣を行っているとの情報が寄せられていた遊漁船業者への指導により違反がなくなり、指導の効果があつたのだなと感じている。

(2) 平成26年度香川・岡山広域海面利用協議会の概要

①日時・場所 平成26年7月28日(月)午後1時30分～ 香川県庁

②会議の概要

ア 海面利用協議会の概要(資料の説明)

平成25年度香川・岡山広域海面利用協議会及び平成25年度に両県で開催した海面利用協議会の概要について報告した。

イ 両県における海面利用の現状等について(資料の説明)

小型船舶(PB)の在籍数の推移、遊漁船業者の登録状況に加え、遊漁者への海面利用のルールやマナーなどの啓発状況及び現場指導状況について報告した。

【主な意見】

- ・ 海の手帳にアワビやサザエなどの採捕禁止の記載をするべきだ。

→香川県では、アワビやサザエの共同漁業権が設定されている場所では採捕ができないが、県下一円で採捕禁止とは記載できない。このため、香川県では問い合わせがあった場合には具体的な場所を聞いて採捕の可否について回答している。

ウ その他

香川県から、小豆島内海地区における取組について説明した。

岡山県から、アマモ場造成の取組について説明した。

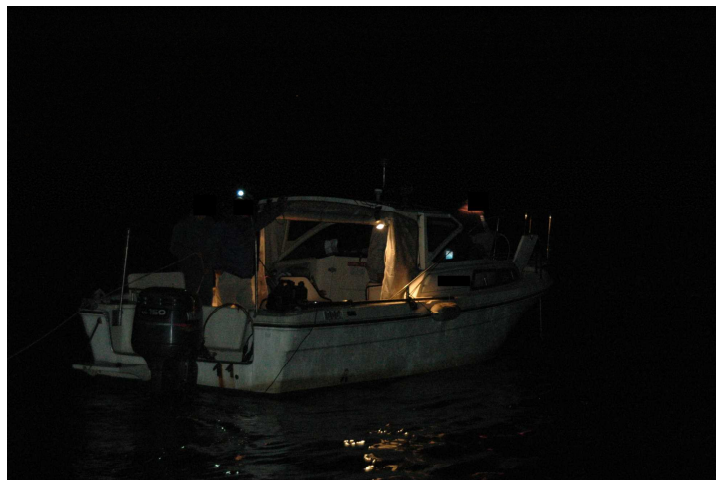
【主な意見】

- ・ 遊漁者に対して、〇〇してはいけないといった規制的な話ばかりでなく、船の係留ができたり、観光や食事ができたりなど、〇〇ができる、〇〇をしても良い、というような楽しみを持たせたような面の周知が重要だと思う。

2 遊漁の現状及び問題点について

(1) 火光を利用する釣(夜たき釣)について

- ・ 平成15年度に夜たき釣を禁止とし、現地でパンフレットを配布するなどの周知、啓発を行った結果、夜たき釣を行う者は大きく減少した。
- ・ その後、指導、啓発が少なくなったことも影響して、平成18年度頃から再び夜たき釣が活発化し、指導をかいくぐるような採捕も見られるようになった。
- ・ 夜たき釣禁止の周知期間は終了したと判断し、平成20年度から指導と併せて取締による対応に転換した。
- ・ その後、年間数件の検挙により夜たき釣は減少しているものの、海面照射の方法は巧妙化している。
- ・ 平成21年度からは海上保安部と合同取締を実施するなど、対応を強化しているところである。
- ・ 平成26年度は、違反通報等を受けることはほとんどなくなったものの、時期や場所によっては依然として夜たき釣が行われている。このため、取締船による巡回指導や取締を実施し、4月に1隻4名を検挙した。



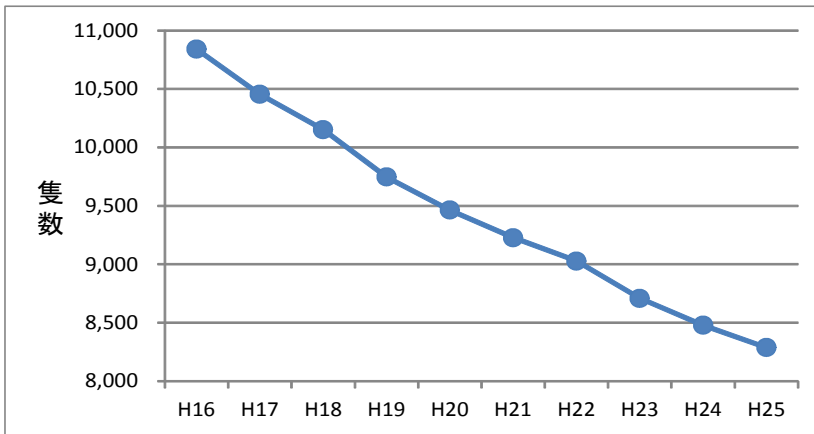
※このように、「作業灯」と称してオーニングの上から海面を広範囲に照らすケースが増えている。

岡山県海面での夜たき釣の取締状況

機 関 名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
海上保安部	3 (7)	2 (3)	0 (0)	2 (2)
岡 山 県	1 (1)	0 (0)	2 (5)	1 (4)
合 計	4 (8)	2 (3)	2 (5)	3 (6)

※ 数字は検挙件数、括弧内は検挙人数

(2) 小型船舶在籍数の推移について

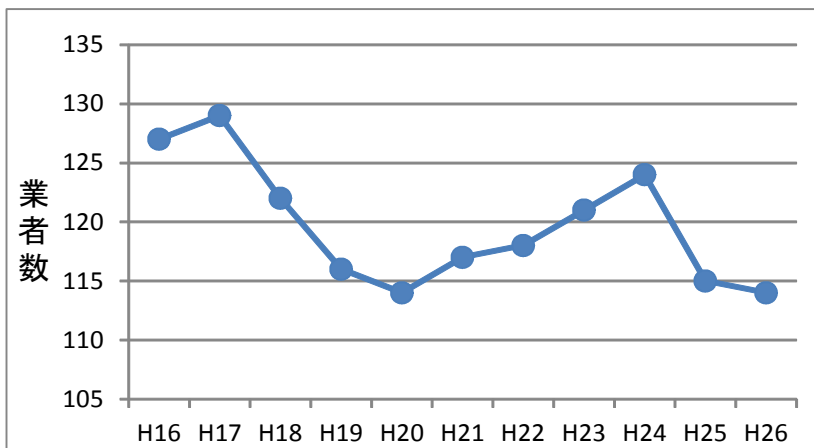


年度	隻数
H16	10,840
H17	10,454
H18	10,152
H19	9,747
H20	9,464
H21	9,227
H22	9,027
H23	8,708
H24	8,478
H25	8,287

※ 日本小型船舶検査機構資料による

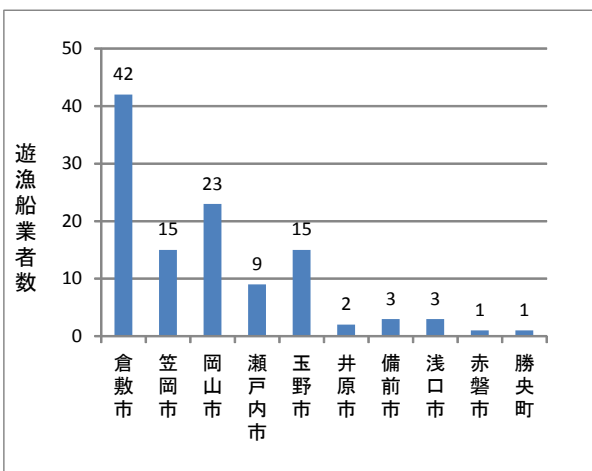
(3) 遊漁船業者について

遊漁船業者数の推移

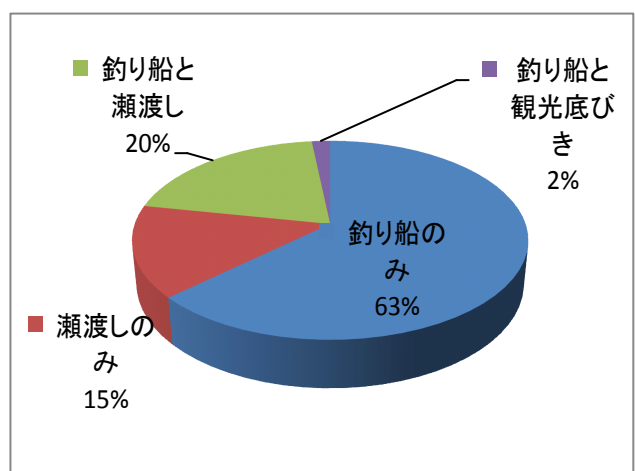


年度	業者数
H16	127
H17	129
H18	122
H19	116
H20	114
H21	117
H22	118
H23	121
H24	124
H25	115
H26	114

※ 平成21年度から、登録している遊漁船業者の一覧及び遊漁船業者の遵守事項、登録の手続き等の案内を県のホームページに掲載している。



市町村別登録業者数



業種別登録業者数

3 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について

(1) 平成26年度普及・啓発、指導実績

①普及・啓発実績

ア 「海の手帳」を作成し、釣具店やマリーナ等へ配布した。

配布先	配布部数	件数	平均配付部数
漁協	3,520	32	110
行政機関	6,015	17	353
保安部、その他関係団体	910	8	113
県漁連、出張所など	500	3	166
釣具店	17,735	124	143
遊漁船業者	12,220	108	113
マリーナ	3,100	22	140
計	44,000	314	

イ 「海で楽しむみなさんへ」を船舶免許更新時に配布していただくように尾道海技学院、エビスボートへ依頼した。

ウ 県管理プレジャーボート係留施設を利用する船舶所有者へ啓発用パンフレット2,750部配布した。

②主な指導・取締実績

ア 岡山県漁業取締船にて、夜たき釣をしていた遊漁者（1件4名）及び笠岡市高島地区保護水面内で釣りをしていた遊漁者（2件4名）を検挙した。

イ まきえ釣を行っていた遊漁船業者へ立入検査を実施した。

(2) 平成27年度普及・啓発、指導計画

①普及・啓発計画

ア 「海の手帳」を作成し、釣具店、マリーナ等へ配布

イ 「海で楽しむみなさんへ」を作成し、船舶免許更新講習を実施している機関へ配布

ウ 県管理プレジャーボート係留施設等に啓発用パンフレットを配布

②指導計画

取締船での巡回のほか、夜たき釣等法令を遵守していない事態や漁場を巡るトラブルが発生したときは、随時、現地での指導等により対応する。

4 笠岡地区海洋牧場の現状について

(1) 笠岡地区海洋牧場における海区漁業調整委員会指示に至る経緯、委員会指示の内容について

平成19年度から岡山県海面利用協議会において海洋牧場の利用のルールについて検討し、平成24年9月に海区委員会指示としてルールを定めた。

(別添「笠岡地区海洋牧場利用のルール」パンフレットを参照)

(2) 周知啓発について

①マリーナ、釣具店、海上保安部等に対する周知啓発

②海洋牧場での周知啓発

③広報誌、雑誌、新聞、県ホームページへの掲載

(3) 平成26年度の指導状況について

①漁業取締船での指導状況

- ・ 海洋牧場内で禁止期間に「かかり釣」をしている遊漁者に指導を行った。

(9月に3件)

- ・ 高島地区保護水面の境界付近で釣りをしている遊漁者に注意を行った。

(10月に2件)

②笠岡市漁協白石島支所の指導状況

- ・ かかり釣及び保護区域内で釣りをしている遊漁者に指導を行った。

(指導人数：およそ40名 のべ指導回数：18回)

月別内訳 (指導件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
岡山県 (取締船)	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	5
笠岡市漁協 白石島支所	0	3	2	3	4	0	2	0	2	2	0	0	18
月別計	0	3	2	3	4	3	4	0	2	2	0	0	23

(4) 今後の周知啓発予定

①取締船及び地元漁協による巡回指導において随時、周知啓発・指導

②県ホームページへの掲載

5 小豆島内海地区における漁場利用について

昨今、小豆島内海地区の漁場利用に関する記事が釣り雑誌等に取り上げられるようになり、県に対しても遊漁者や遊漁船業者からの問い合わせが増えている。

近接した取組として状況を正確に把握し、今後の本県での遊漁対策の参考とする必要がある。

なお、その概要は別添「小豆島内海地区における漁場利用について」のとおりである。

6 漁場利用に関する現場意見交換会について

(1) 概要

瀬戸内海東部における遊漁の実態や問題点について、3県の担当者や釣り団体が参集し、意見交換を行った。

①日 時：平成27年2月3日（火） 16：00～ 香川県庁

②参加者：水産庁漁業調整課、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所

日本釣振興会香川支部、瀬戸内海遊漁船釣り団体協議会（STK）

兵庫県、香川県、岡山県

(2) 各県の漁場利用トラブル等の事情について

①兵庫県

- ・ 遊漁者に対し、マナーの啓発による協調を促してきたが、遊漁者の増加に伴い、これらを見做す者が増え、漁業者のみならず遊漁船業者や同じ遊漁者からも苦情が寄せられるようになっている。
- ・ 休止していた海面利用協議会を再開し、委員に遊漁関係団体や消費者団体を加え、広範囲での意見聴取、広報に努め、マナー・ルールに関する社会的認知度を高めていくことを目指している（別添「明石市沿岸の海面利用ルール」参照）。

②香川県（丸亀沖のイイダコ釣り問題について）

- ・ 週末には、近隣府県から300隻を超える遊漁船やプレジャーボートが集まり、漁場を占有している状態となっている。
- ・ アンカー等で漁具を破損させたり、漁具に引っ掛けて遺失した釣り具が漁業者を負傷させるといった問題が起きている。
- ・ 広範囲から集まる不特定多数の遊漁者に対し、ルールを周知させる相手が多まらない上に、取締船での現場指導には限界があり、対応に苦慮している。
- ・ 水産庁に対し、国として、普及啓発活動の充実や法規制の導入の検討、釣り具メーカーへの働きかけを要望する。

③岡山県

- ・ 遊漁者に対して海の手帳などの啓発資料を配布し、モデル事例として笠岡地区海洋牧場の利用について遊漁者を含めてルールを検討し、委員会指示として規制を行っている。

(3) 水産庁からの情報提供

- ・ 他県における「海面利用協議会推奨ルール」「漁業者と遊漁者の申し合わせ」の例について説明があった。
- ・ 広域にルールを周知させるスキームについて、P B登録制度やP B事故防止のための条例、保管場所に関する条例について紹介があった。
→瀬戸内海には不適當であり、参考になるものはなかった。

(4) 主な意見

- ・ 漁業者は、操業を妨害しない範囲で遊漁をしてもらえれば問題はなく、遊漁の排除を求めているわけではない。しかし、現状はルール・マナーを知っていながら守らない者が多く、啓発だけではどうにもならない状態にまでなっている。
(兵庫県)
- ・ 不特定多数の遊漁者に対する効率的な周知・啓発ができるしくみがほしい。
(各県)
→核となるルールができれば、国から遊漁団体への働きかけができると思う。
水産庁の遊漁担当はメディアを含めたネットワークを持っているので、活用できる。(水産庁)
- ・ 遊漁のマナーやルールだけでなく、同じ海を利用して、国民生活に必要な食料生産をしている漁業の実態についてもPRするよう働きかけてもらいたい。
(兵庫県)
- ・ 遊漁者は法令を知らない者も多い。漁業者から注意を受け、「あそこは恐ろしい」「漁業者が無茶苦茶だ」等と言っているのを聞いたことがある。(STK)
- ・ 水産庁には実際に現場を見てもらいたい。将来、漁業者が減り、遊漁者が増えれば漁業者と遊漁者の立場が逆転する時代が来るだろう。今のうちから法的規制について検討を始めておく必要がある。いずれ、海面における「遊漁規則」の制定が必要になるだろう。(香川県)

7 香川・岡山広域海面利用協議会委員（案）について

氏 名	役 職	備 考
井本 瀧雄	笠岡市漁業協同組合代表理事組合長	
奥野ミエ子	岡山県漁協女性部連絡協議会会長	
尾崎 満	(社)マリーナビーチ協会岡山県支部長 岡山県東部地区小型船安全協会会長	
川渕 義徳	日生町漁業協同組合理事	
西田 久志	笠岡観光釣船漁業組合長	
山崎 徹成	プレジャーボート釣り同好会会長	
	水島海上保安部航行安全課長	

※平成27年度は7月頃、岡山県にて開催予定